

## 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

### (1) 基本的な考え方

本町の良好な景観を構成する重要な資源として、特徴的な建造物または樹木などが挙げられます。景観計画においては、これらの景観資源を景観法に基づく「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」に指定することで、積極的な景観資源の保全を図り、次の世代へ継承することができます。

本町には、蔵王参詣の信仰の対象としての蔵王刈田嶺神社をはじめ、歴史を伝える建築物や寺社、古くから大切に守られてきた樹木など、多くの資源が分布しています。これらは歴史的・文化的価値が高いものとしてだけでなく、地域の風景として馴染み、本町らしさを象徴する大切な要素として受け継がれたものです。

本町の景観の形成に関する基本方針の実現のためには、これらの景観資源を適切に保全するとともに、その周囲で行われる建築や開発行為などについて、景観形成基準に則った調和を図るよう促すことで、本町らしさを将来に受け継いでいくことが重要です。

なお、すでに文化財保護法に基づき、より厳しい現状変更の規制が課せられている国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物は景観法の指定の対象外とします。(景観法第19条第3項)

#### 【参考】景観法施行規則

##### (景観重要建造物の指定の基準)

第6条 法第19条第1項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。）の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 2 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

##### (景観重要樹木の指定の基準)

第11条 法第28条第1項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。

1

2

3

4

5

6

## (2) 景観重要建造物の指定方針

1

本町では、道路などの公共の場から容易に見ることができる建造物のうち、以下の要件のいずれかに該当するものを景観重要建造物として指定できることとします。

2

指定にあたっては、その評価について有識者などの助言を受けるとともに、当該建造物の所有者の同意を得た上で行うものとします。

3

なお、景観重要建造物に指定された場合、所有者などの適正な管理義務や現状変更に関する許可などが必要となります。

4

### [要件]

- 文化財保護法に基づく登録有形文化財に登録されている建造物
- 宮城県文化財保護条例に基づく宮城県指定文化財に指定されている建造物
- 蔵王町文化財保護条例に基づく蔵王町指定文化財に指定されている建造物
- ランドマークやシンボルとして、広く町民に親しまれている建造物
- 地域の自然、歴史、文化等からみて、優れたデザインや特徴ある外観を有するなどにより、周囲と一体となって良好な景観形成を牽引している建造物
- 景観上、稀有な価値があると認められる建造物

5

## (3) 景観重要樹木の指定方針

6

本町では、道路などの公共の場から容易に見ることができる樹木又は群を形成している木立のうち、以下の要件のいずれかに該当するものを景観重要樹木として指定できることとします。

指定にあたっては、その評価について有識者などの助言を受けるとともに、当該樹木の所有者の同意を得た上で行うものとします。

なお、景観重要樹木として指定された場合、所有者などの適正な管理義務や現状変更に関する許可などが必要となります。

### [要件]

- 蔵王町文化財保護条例に基づく蔵王町指定天然記念物に指定されている樹木
- 宮城県文化財保護条例に基づく宮城県指定天然記念物に指定されている樹木
- 蔵王町名木古木保存に関する実施要綱に基づく蔵王町指定保存樹木  
(蔵王町名木古木保存事業)
- ランドマークやシンボルとして、広く町民に親しまれている樹木
- 地域の自然、歴史、文化等からみて、特徴ある樹形を有するなどにより、周囲と一体となって良好な景観形成を牽引している樹木
- 景観上、稀有な価値があると認められる樹木

【参考】蔵王町内の指定文化財(有形文化財、記念物)

区分	種類	名称
国指定重要文化財※	有形文化財 建造物	我妻家住宅
県指定文化財	有形文化財 建造物	刈田嶺神社 本殿
	記念物 天然記念物	平沢弥陀の杉(附 戒石銘)
町指定文化財	有形文化財 建造物	刈田嶺神社 拝殿 (宮地区) 刈田嶺神社 随身門 (宮地区) 奥平家住宅
	記念物 天然記念物	根返しの桜 ※枯死のため 2015 年指定解除

※景観法の指定対象外 (景観法第 19 条第 3 項)

【参考】蔵王町内の指定保存樹木(有形文化財、記念物)

番号	名 称	樹 種	所在地
①	大庄屋のケヤキ	ケヤキ	宮
②	水神龍桜	エドヒガン	新町
③	神子屋敷のコブシ	コブシ	曲竹南
④	臼久保のサイカチ	サイカチ	向山
⑤	平沢小学校校庭の松	アカマツ	平沢
⑥	宮小学校のスズカケ	アメリカスズカケノキ	宮
⑦	定谷口のイチョウ	イチョウ	向山
⑧	鬼子坂の桜	エドヒガン	北境
⑨	平沢小学校のしだれ桜	シダレザクラ	平沢
⑩	旧墓所のマユミ	マユミ	向山
⑪	館山公園ご神木のヒイラギ	ヒイラギ	宮司
⑫	狐塚のサイカチ	サイカチ	小村崎
⑬	熊野神社のイチョウ	イチョウ	小村崎
⑭	エコーラインのミズナラ	ミズナラ	倉石岳国有林内
⑮	白山神社の杉並木	スギ	円田中
⑯	えぼし千年杉	スギ	倉石岳国有林内

1

2

3

4

5

6